

■普通保証

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
普通保証	一般的な事業資金の必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45～1.90	0.50～2.20	原則として20年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦(据置 可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	
企業フォローアップ(企 業再生)保証	再生計画を有し、金融機関の支援が 受けられ、協会において再生可能と 判断される方 ○資金用途 運転資金・設備資金	1億円以内	0.45～1.90	0.50～2.20	20年以内	金融機関 所定利率	原則として分割 返済(12ヵ月以 内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	
先行特別預託融資	一般的な事業資金の必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45～1.90	0.50～2.20	原則として20年以内	金融機関 所定利率	1年以内一括又 は元金均等月賦 1年超は普通保 証に同じ(1ヵ年 の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	対象者(次のいずれかに該当する企業) ・同業種で当該地域内トップクラスに 位置する企業 ・恒常的に黒字基調にある企業 ・自己資本及び含み資産により安定 している企業
ごうぎんニュービッグ ローン	一般的な事業資金の必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	2億8,000万円	0.45～1.90	0.50～2.20	10年以内 期日一括返済の場合は 1年以内	金融機関 所定利率	元金均等毎月返 済 期日一括返済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則不要	山陰合同銀行	
ごうぎん地域経済活性 化支援ファンド	山陰両県内において、雇用の増加等 に向けた取り組みを行う方 ○資金用途 運転資金・設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内	0.45～1.90	0.50～0.91	運転資金 1年以上10年以内 設備資金 1年以上20年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦(設備 資金は3年以内 の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	山陰合同銀行	
とりぎんふるさと振興 ローン	事業に要する運転資金および設備資 金	100万円以上 1億円以内	0.45～1.90	0.50～2.20	手形貸付1年以内 証書貸付10年以内	金融機関 所定利率	1年以内一括又 は元金均等月賦 1年超は1年以内 の据置後元金均 等月賦	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	鳥取銀行	その他 一定の要件が必要 ※根保証の取扱いも可
鳥取銀行医療機関向 け融資制度「ドクター ズ・アシスト」	鳥根県内に事業所を有する医療機 関 ○資金用途 ①医療・福祉事業の経営に必要 な運転資金 ②医療・福祉事業の新規開業資 金・設備資金	100万円以上 2億円以内	0.45～1.90	0.50～2.20	運転資金7年以内 新規開業資金および設 備資金25年以内	金融機関 所定利率	元金均等月賦 (1年以内の据置 可。また、新規開 業資金に限り2年 以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	鳥取銀行	
商工組合中央金庫提 携保証「翔」	一般的な事業資金の必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	2億8,000万円	0.45～1.35	0.50～0.91	運転資金、運設資金7年 以内 設備資金20年以内 期日一括返済の場合は 3年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦又は期 日一括返済(原 則として1年以内 の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	商工組合中央 金庫	申込資格要件(次のすべての要件を満 たす方) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以 上の決算を行っていること ②保証申込直前期の決算における中小 企業信用リスク情報データベース (CRD)を活用した信用保証協会による スコアリングが一定基準以上であること

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■根保証(あらかじめ一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復継続して利用できる制度)

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
根保証											
手形貸付根保証	手形割引の頻度の高い方 あらかじめ定めた一定の保証枠・保証期間内で、反復継続的に利用できます。	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45～1.90	0.50～0.91	原則として1年以内	金融機関 所定利率	期日一括	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	個々の貸付は、保証期間内に発生しかつ 支払期日の到来するものであることが必要 です。
手形割引根保証	○資金用途 運転資金		0.39～1.62								個々の割引は、保証期間内に行われる ことが必要です。個々の割引手形の支払期 日は、保証期間の終期を超えてもさしつか えありません。
当座貸越(貸付専用型)根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務を保証するものです。	100万円以上 2億8,000万円以内	0.39～1.62		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則 5,000万円以下 不要 5,000万円超要	約定書を交わしている金融機関	「資格要件表」参照
事業者カードローン 当座貸越根保証	カード・通帳等を用いて反復継続的、 安定的に資金を必要とされる方 反復継続して発生する当座貸越債務 をカード・通帳で利用する保証です。	100万円以上 2,000万円以内	0.39～1.62		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則不要	約定書を交わしている金融機関	「資格要件表」参照
ビジネスカードローン 当座貸越根保証 「ほっと300」	カード・通帳等を用いて反復継続的、 安定的に資金を必要とされる方 反復継続して発生する当座貸越債務 をカード・通帳で利用する保証です。	50万円～300万円 (創業後1年未満の方 および白色申告を行 う個人事業者の方は 50万円～100万円)	0.39～1.62		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込人資格要件(次のすべての要件を満 たす方) ①申込金融機関が償還能力があると認 め、今後とも支援育成していきたい先 であること ②島根県信用保証協会の事業者カード ローン当座貸越根保証の利用がない こと
小口保証制度 【かなえ】 (当座貸越根保証の場合) ※個別保証の場合は、 「特別保証」をご覧ください。	カード・通帳等を用いて反復継続的、 安定的に資金を必要とされる方 反復継続して発生する当座貸越債務 をカード・通帳で利用する保証です。	50万円～300万円	0.39～1.55		1年もしくは2年 (更新可)	年1.8%(固定)	約定弁済 随時弁済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込人資格要件(次のすべての要件を満 たす方) ①法人で島根県内に本店または事業所 を有する方、及び個人で住居または事 業所のいずれかが島根県内にある方 ②手形交換所において取引停止処分、 不渡処分を受けていないこと ③破産・民事再生・会社更生等法的整理 の手續き中、私的整理の手續き中でな いこと ④既存貸出金に延滞がないこと ⑤求償権関係者でないこと

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■根保証(あらかじめ一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復継続して利用できる制度)

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
無担保・無保証人当座貸越根保証「プレミア」	無担保・無保証人にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務を保証するものです。 ○資金用途 運転資金・設備資金 ※企業組合、協業組合以外の組合は利用できません。	100万円以上 2億円以内	0.39～0.85		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件 次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方 ①同一事業の業歴が3年以上ある方 ②申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方 ③保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定基準以上の方
無担保当座貸越根保証「リード5000」	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方 あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務を保証するものです。 ○資金用途 運転資金・設備資金 ※企業組合、協業組合以外の組合は利用できません。	5,000万円	0.39～1.15		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件 次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方 ①同一事業の業歴を1年以上営んでいる方 ②許認可を必要とする業種は、許認可を取得している方 ③手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていない方 ④既存貸出金に延滞がない方 ⑤既存貸出金において条件変更(返済緩和)していない方 ⑥求償権関係者(代表者含む)でない方 ⑦保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定基準以上の方

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■根保証(あらかじめ一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復継続して利用できる制度)

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
財務要件型無保証人保証「あんしん」 (当座貸越根保証の場合) ※個別保証の場合は、「特別保証」をご覧ください。	純資産額、自己資本比率等一定の財務要件を満たし、経営者保証を不要とする保証を希望される方 ○資金用途 運転資金・設備資金 ※企業組合、協業組合以外の組合は利用できません。	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.39~1.62		1年もしくは2年 (更新可)	金融機関 所定利率	約定弁済 随時弁済	不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件 次の(1)~(3)のいずれかに該当し、かつ(4)および(5)の要件を満たす方 (1)純資産額5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ2.0倍以上 (2)純資産額3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.5倍以上 (3)純資産額5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率15%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率5%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.0倍以上 (4)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(個人は確定申告)を行っていること (5)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■資格要件表

	当座貸越(貸付専用型)根保証		事業者カードローン 当座貸越根保証
	無担保	有担保	無担保のみ
法人	①～④のすべてを満たすこと	①～④のすべてを満たすこと	①～④のすべてを満たすこと
	①同一業種に3年以上	①同一業種に3年以上	①同一業種に3年以上
	②2期以上決算	②2期以上決算	②2期以上決算
	③与信取引6ヶ月以上	③与信取引6ヶ月以上	③与信取引6ヶ月以上
	④CRDスコアリングによる カテゴリ⑤～⑨区分	④CRDスコアリングによる カテゴリ④～⑨区分	④CRDスコアリングによる カテゴリ⑤～⑨区分

※企業組合、協業組合以外の組合は利用できません。

	当座貸越(貸付専用型)根保証				事業者カードローン 当座貸越根保証	
	無担保		有担保		無担保のみ	
個人	①～③のほか、AまたはBを 満たすこと		①～③のほか、AまたはBを 満たすこと		①～③のほか、AまたはBを 満たすこと	
	①同一業種に3年以上		①同一業種に3年以上		①同一業種に3年以上	
	②2期以上確定申告		②2期以上確定申告		②2期以上確定申告	
	③与信取引6ヶ月以上		③与信取引6ヶ月以上		③与信取引6ヶ月以上	
	Aスコアリング 要件	B青色申告 所得要件	Aスコアリング 要件	B青色申告 所得要件	Aスコアリング 要件	B青色申告 所得要件
個人	④CRDスコア リングによるカ テゴリ⑤～⑨ 区分		④CRDスコア リングによるカ テゴリ④～⑨ 区分		④CRDスコア リングによるカ テゴリ⑤～⑨ 区分	
	④青色申告		④青色申告		④青色申告	
	⑤申告所得 3M以上		⑤申告所得 1M以上		⑤申告所得 計上	
⑥自己名義の 不動産(自 宅・店舗 等)所有		⑥一		⑥自己名義の 不動産(自 宅・店舗 等)所有		

■特別保証

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
小口零細企業保証 (グロース)	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	2,000万円 ただし、既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限りません。	/	0.50～2.20	10年以内 期日一括返済の場合は1年以内	金融機関 所定利率	元金均等月賦 (1年以内の据置可)、期日一括返済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	原則不要	約定書を交わしている金融機関	
小口保証制度 【かなえ】 (個別保証の場合) ※当座貸越根保証の場合は、「根保証」をご覧ください。	一般的な事業資金が早急に必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	1,000万円 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で5,000万円の範囲内とします。また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて1,000万円以内とします。	0.45～1.55	0.50～0.91	7年以内 ただし、一括返済は保証期間6ヶ月以内に限り認めます	責任共有 年1.8%(固定) 責任共有外 年1.6%(固定)	分割返済 一括返済 (6ヶ月以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件(次のすべての要件を満たす方) ①法人で島根県内に本店または事業所を有する方、及び個人で住居または事業所のいずれかが島根県内にある方 ②手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと ③破産・民事再生・会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の途中でないこと ④既存貸出金に延滞がないこと ⑤求債権関係者でないこと
アドバンス3000保証	一般的な事業資金が早急に必要な方 ○資金用途 運転資金・設備資金	3,000万円	0.45～1.35	0.50～0.91	1年以内	金融機関 所定利率	期日一括	不要	不要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件(次のすべての要件を満たす方) ①島根県内に住所または事業所を有する法人または個人事業主で、3年以上引き続き同一事業(保証対象業種)を営んでいる先 ②貸借対照表および損益計算書を作成している先 ③許認可を必要とする業種は、許認可を取得している先 ④手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていない先 ⑤既存貸出金に延滞がない先 ⑥求債権関係者(代表者含む。)でない先 ⑦保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが一定基準以上の方
市町村提携創業保証「創」	次のいずれかに該当し、かつ保証協会と覚書を締結した市町村に住所を有する中小企業者 (1)新たに事業を開始する具体的計画を有する方 (2)事業を開始して5年未満の方 ○資金用途 運転資金・設備資金	500万円 ただし、創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)の既保証残高との合算で3,500万円の範囲内。	/	0.91	10年以内	年1.55%(固定)	均等分割返済(1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	ただし、借入時の信用保証料は全額を保証協会及び覚書を締結した市町村が負担する

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金使途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
スタートアップ創出促進保証	新たに事業を開始する具体的計画を有する法人、又は事業を開始して5年未満の法人 ○資金使途 運転資金・設備資金	3,500万円 ただし、創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)の既保証残高との合算で3,500万円の範囲内。	/	0.70~1.11	10年以内	金融機関所定利率	原則として均等分割返済(1年以内の据置き可)	不要	不要	約定書を交わしている金融機関	
事業承継特別保証	信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ○資金使途 運転資金・設備資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45~1.90 (専門家による確認を受けた場合は0.20~1.15)	/	一括返済1年以内 分割返済10年以内	金融機関所定利率	一括返済又は分割返済(1年以内の据置き可)	不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	申込資格要件(次のすべての要件を満たす方) ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
伴走支援型特別保証制度	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1)保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること (2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること (3)売上高又は利益率が5%以上減少していること ○資金使途 運転資金・設備資金	1億円	0.85 (SN5号) 0.45~1.90 (一般) 経営者保証免除対応を適用する場合は0.20%の上乗せとなります ただし、国の補助により借入時の中小企業者負担についてはSN5号の認定を受けた場合、一律0.2%、一般保証の場合、0.20~1.15%となります	0.85 (SN4号、SN5号) 0.50~2.20 (一般) 経営者保証免除対応を適用する場合は0.20%の上乗せとなります ただし、国の補助により借入時の中小企業者負担についてはSN4号又はSN5号の認定を受けた場合、一律0.2%、一般保証の場合、0.20~1.15%となります	一括返済1年以内 分割返済10年以内	金融機関所定利率	一括返済 分割返済(5年以内の据置き可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.45～0.80	0.50～0.91	一括返済1年以内 分割返済15年以内	金融機関 所定利率	一括返済 分割返済(1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	○資金用途 運転資金・設備資金 ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限ります。		0.80 (経営者保証免除対応を適用する場合は1.00) ただし、国の補助により借入時の中小企業者負担は一律0.2%	1.00 (経営者保証免除対応を適用する場合は1.20) ただし、国の補助により借入時の中小企業者負担は一律0.2%			一括返済 分割返済(5年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません			
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた方 ○資金用途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円以内 組合 4億8,000万円以内 ただし、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証および経営安定関連保証と合算して、以下の額までとします。 個人・法人 5億6,000万円以内 組合 9億6,000万円以内		0.50～0.80	10年以内	金融機関 所定利率	原則として均等 分割返済(2年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金使途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条の規定により、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者 ○資金使途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円以内 組合 4億8,000万円以内 ただし、経営安定関連保証、危機関連保証および災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る)と合算して、以下の額までとします。 個人・法人 5億6,000万円以内 組合 9億6,000万円以内	/	0.50~0.80	10年以内	金融機関 所定利率	原則として元金均等月賦(2年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
条件変更改善型借換保証(リスク改善借換)	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、経営改善の意欲があり、自ら事業計画を策定して借換えによる金融の正常化を図る方 ○資金使途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	/	0.45~1.90	15年以内	金融機関 所定利率	原則として均等分割返済(1年以内の据置可。また、既往借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は2年以内の据置可。)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
再挑戦支援保証	過去の経営状況の悪化により事業を廃止もしくは、会社の解散した経験を有する創業者で、当該事業廃止の日もしくは、会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込んだ方	2,000万円	/	0.50~0.91	10年以内	金融機関 所定利率	原則として元金均等月賦	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	不要	約定書を交わしている金融機関	
事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決手続によって事業再生を行うとする方、又は認定支援機関の支援を受けて事業再生を図ろうとする方	個人・法人 3億5,000万円 組合 6億円	1.76	0.85	3年以内	金融機関 所定利率	1年以内一括又は元金均等月賦	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 保証割合80%(特別小口保険の対象となる方は100%)
事業再生保証	民事再生手続および会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していない方(保険法第2条第4項に規定する再生中小企業者)	2億円	/	2.20	10年以内	金融機関 所定利率	1年以内一括又は元金均等月賦	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
特定信用状関連保証	外国法人(新たに設立されるものを含む)と経営を実質的に支配していると認められる省令要件を満たす関係にある方	2億5,000万円	0.45~1.90	/	1年以内(更新可)	金融機関 所定利率	原則として一括返済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	保証限度額2億円(保証割合80%)

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金使途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
流動資産担保融資保証(ABL保証)	中小企業者が有する売掛債権および棚卸資産を担保とした融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業資金の融通について、円滑化・多様化を図ることを目的とします。 ○資金使途 運転資金・設備資金	2億5,000万円	0.68		根保証 1年(更新可) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	根保証 約定弁済又は、随時弁済 個別保証 期日一括	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	申込人の有する 流動資産のみを 譲渡担保として 徴求します。 ただし、個別保 証の場合は、売 掛債権のみを譲 渡担保として徴 求します。	約定書を交わし ている金融機関	保証限度額2億円(保証割合80%)
下請振興関連保証	下請事業者の有する親事業者に対する売掛債権を担保とした融資に対する保証を行うことにより、下請事業者が振興事業を行うために必要な資金の融通について、円滑化・多様化を図ることを目的とします。 ○資金使途 運転資金・設備資金	個人・法人 4億8,000万円 組合 6億8,000万円	0.45~1.90 ただし、流動 資産担保保 証を利用す る場合は 0.56%とな ります。	0.50~2.20	原則として 運転資金5年以内 設備資金7年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦(1年以 内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	8,000万円超は 原則有担保とし ます。ただし、流 動資産担保融資 保証を利用する 場合は金額にか かわらず申込 人が主務大臣の承 認を受けた振興 事業計画に従っ て振興事業を実 施する親事業者 に対して有する 売掛債権のみを 譲渡担保として 徴求します。	約定書を交わし ている金融機関	流動資産担保保証を利用する場合、保証 限度額2億円(保証割合80%)
農商工等連携事業関連保証	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者で、農商工等連携事業を実施するための資金が必要な方 ○資金使途 運転資金・設備資金	個人・法人 12億8,000万円 組合 18億8,000万円	0.45~1.15	0.50~0.85	原則として 運転資金5年以内 設備資金7年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦(1年以 内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	8,000万円超は 原則有担保とし ます。ただし、流 動資産担保融資 保証を利用する 場合は金額にか かわらず流動資 産のみを担保と します。	約定書を交わし ている金融機関	
経営承継関連保証	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者 ○資金使途 議決権株式の取得資金・事業用資産等の取得資金・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金・他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭・運転資金	2億8,000万円	0.45~1.90	0.85	運転資金10年以内 設備資金15年以内	金融機関 所定利率	月賦又は期日一 括返済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金使途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
特定経営承継関連保証	<p>経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人</p> <p>○資金使途 事業を営む会社の経営の承継に伴いその代表者が必要とする以下の資金。 株式等取得資金・事業用資産等取得資金・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金</p>	2億8,000万円	0.45～1.90	0.85	運転資金10年以内 設備資金15年以内	金融機関 所定利率	原則として元金均等分割返済(1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、認定中小企業者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関であり、申込人と主たる取引関係を有する金融機関	
経営承継準備関連保証	<p>他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者</p> <p>○資金使途 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ・他の中小企業が有する事業用資産等 ・他の中小企業者の株式等</p>	2億8,000万円	0.45～1.90	0.85	運転資金10年以内 設備資金15年以内	金融機関 所定利率	原則として元金均等分割返済(1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限る)以外の連帯保証人は原則不要 財務要件等一定の要件を満たす場合、保証人は徴求しません	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
特定経営承継準備関連保証	<p>他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>○資金使途 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ・他の中小企業が有する事業用資産等 ・他の中小企業者の株式等</p>	2億8,000万円	1.15		運転資金10年以内 設備資金15年以内	金融機関 所定利率	原則として元金均等分割返済(1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、他の中小企業者(会社に限る)以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	
経営承継借換関連保証	<p>金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者</p> <p>○資金使途 経営の承継に必要な資金のうち、認定日から経営承継日までの借換資金(代表者が保証債務を負う借入に限る)</p>	2億8,000万円	0.45～1.90 (専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15)	0.85	一括返済1年以内 分割返済10年以内	金融機関 所定利率	一括返済又は分割返済(1年以内の据置可)	不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関(既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る)	<p>申込人資格要件 次の要件をすべて満たす方 ①資産超過であること ②E B I T D A有利子負債倍率が15倍以上であること ③認定申請日より3年以上に事業承継を予定していること ④法人・個人の分離がなされていること ⑤返済緩和している借入金がないこと</p>

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金使途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
長期経営資金保証	長期的な展望から長期資金を導入される方 一定の保証要件の下、保証依頼に簡易迅速に対応し、堅実な経営を営み長期展望を持つ方の長期経営資金確保を目的とする保証です。 ○資金使途 運転資金・設備資金	2,000万円以上 2億円以内	0.45～1.90	0.50～2.20	運転資金5～15年 設備資金5～20年	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦(6ヵ月 以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則として要	約定書を交わし ている金融機関 ただし、商工中 金以外の政府系 金融機関は除く	対象者 県内に主たる事務所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人又は会社(組合は除く)であり、次のいずれかに該当する方 ①業歴3年以上、与信取引1年以上、取引振りが良好で最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない方 ②業歴5年以上、与信取引1年以上、取引振りが良好で最近2年間のいずれかの決算において利益を計上し、繰越欠損のない方 ③前各号に準ずるもので、債務超過でなく、当期利益計上を見込める方
一括支払契約保証	買掛債務について金融機関との契約により一括決済方式(ファクタリング等)による決済を行う中小企業者 ○保証の範囲 参加納入企業が金融機関より割引を受けた売掛債権	14億2,800万円 特に必要があると認められる場合は増額も可	0.25～1.54	/	1年以内(更新可)	金融機関 所定利率	支払期日一括	必要となる場合がある ただし、個人保証人は不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	保証限度額10億円(保証割合70%)
予約保証	あらかじめ金融機関および信用保証協会の審査を受け、将来の保証付融資の予約を行うことを可能にする制度 ○資金使途 運転資金・設備資金	2,000万円	0.60～1.90	/	5年以内	金融機関 所定利率	原則として元金 均等月賦	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	本制度の対象とならない方 ・同一事業の業歴が3年以上ないこと ・申込金融機関との与信取引が1年以上ないこと ・信用区分カテゴリ①であること ・個人事業主等で貸借対照表が無い方、法人成りで決算期未到来の方、連帯債務者の方
事業承継サポート保証	事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であり、一定の要件を満たす持株会社 ○資金使途 後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円	1.15	/	15年以内	金融機関 所定利率	分割返済 (2年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関	
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等一定の要件を満たす方 ○資金使途 廃業計画の実施に必要な事業資金	3,000万円	0.45～1.90	/	1年以内(終期は解散予定日より前です)	金融機関 所定利率	一括返済 分割返済	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わし ている金融機関 であり、申込人と主たる取引関係を有する金融機関	

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
財務要件型無保証人保証「あんしん」(個別保証の場合) ※当座貸越根保証の場合は、「根保証」をご覧ください。	純資産額、自己資本比率等一定の財務要件を満たし、経営者保証を不要とする保証を希望される方 ○資金用途 運転資金・設備資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	0.39～1.62		①一括返済の場合 2年以内 ②分割返済の場合 運転資金7年以内 設備資金、運設資金 10年以内	金融機関 所定利率	一括返済 分割返済 (1年以内の据置可)	不要	必要に依り	約定書を交わしている金融機関	申込人資格要件 次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(4)および(5)の要件を満たす方 (1)純資産額5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ2.0倍以上 (2)純資産額3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.5倍以上 (3)純資産額5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率15%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率5%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.0倍以上 (4)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(個人は確定申告)を行っていること (5)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。

■特別保証

保証名	保証の対象および資金用途	貸付限度	信用保証料率(年%) ※		保証期間	貸付利率	返済方法	保証人	担保	取扱金融機関	備考
			責任共有	責任共有外							
特定社債保証(私募債)	<p>長期的、安定的に資金を必要とされる方 一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について保証を行うことにより、資本市場から直接事業資金を調達し、供給することを目的とします。</p> <p>○資金用途 運転資金・設備資金</p>	社債発行限度額 5億6,000万円	0.45~1.90		2年以上 7年以内	所定利率	期日一括	不要	2億円超は原則 有担保	覚書を交わしている金融機関	<p>保証限度額4億5,000万円(保証割合80%)</p> <p>適債基準 次の①~③のいずれかに該当する方で今後、成長発展が見込まれる方 (1)純資産額5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ2.0倍以上 (2)純資産額3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率20%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.5倍以上 (3)純資産額5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を満たすこと ①自己資本比率15%以上 ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率5%以上 ④インタレストカバレッジレシオ1.0倍以上</p>
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	<p>破綻金融機関と金融取引を行っていたために、金融取引に支障が生じ、事業資金が必要となった中堅事業者</p> <p>○資金用途 運転資金・設備資金</p> <p>※中堅事業者 資本金5億円未満で、保険法第2条に規定する中小企業者に該当しない方</p>	<p>普通保証 5億円 無担保保証 1億円</p> <p>ただし、普通保証、無担保保証にかかわらず、必要資金の20%以上が取扱金融機関の融資割合となります。</p>	0.45~1.90	普通保証 0.75 無担保保証 0.65	運転資金5年以内 設備資金7年以内	金融機関 所定利率	元金均等月賦 (1年以内の据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	1億円超は原則 有担保	約定書を交わしている金融機関	<p>申込人資格要件(次のすべての要件を満たす方)</p> <p>①申込時点において、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要となっていること ②申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること</p>
風俗営業飲食業保証	<p>風俗営業飲食業の衛生水準を高め、および近代化を促進するものに係る資金を必要とする方</p> <p>○資金用途 設備資金 ただし、日本政策金融公庫の融資対象設備(車輛購入資金は対象外)に限ります。</p>	2,000万円	0.45~1.90	0.50~2.20	13年以内	金融機関 所定利率	元金均等月賦 (据置可)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	必要に応じ要	約定書を交わしている金融機関	<p>申込人資格要件</p> <p>①風営法第3条第1項の風俗営業の許可を有する方 ②過去3年以内に風営法に基づく「指示」、「営業の停止」および「営業の廃止」等の行政処分を受けたことがない方 ③食品衛生法第21条第1項の許可を有する方 ④日本政策金融公庫の融資に係る島根県知事の推薦がある方</p>

※信用保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。また、会計参与設置会社に対する割引(▲0.1%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.1%)が適用される場合があります。